愛知県中小企業応援
障害者雇用奨励金

障害者雇用の経験のない中小・小規模企業の事業主が、障害者を初めて雇用した場合（過去３年間に対象労働者の雇用実績がない場合も含む。）に奨励金を支給しています。

2025 年４月１日からは、**愛知県電子申請・届出システム**で申請書類を提出できるようになりました。

初めて障害者を雇用された事業主様はぜひお問い合わせください。

※就労支援 A 型の事業を実施している事業主様は対象外です。

電子申請なら 24 時間土日祝日
いつでも申請いただけます！

▼支給額（１事業主当たり）

支給対象労働者	支給額
特定短時間労働者（重度身体障害者・重度知的障害者・精神障害者）	１５万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	３０万円
一般労働者（身体障害者・知的障害者・精神障害者） 短時間労働者（精神障害者）	６０万円

※特定短時間労働者とは１週間の所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の者、
短時間労働者とは１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の者、
一般労働者とは１週間の所定労働時間が 30 時間以上の者をいう。

申請期限を過ぎた場合は支給対象となりませんのでご注意ください

▼申請期限

対象となる障害者の雇入れ日から６か月経過した日の翌日から起算して２か月以内に必要な書類を添えて支給申請書を提出してください。

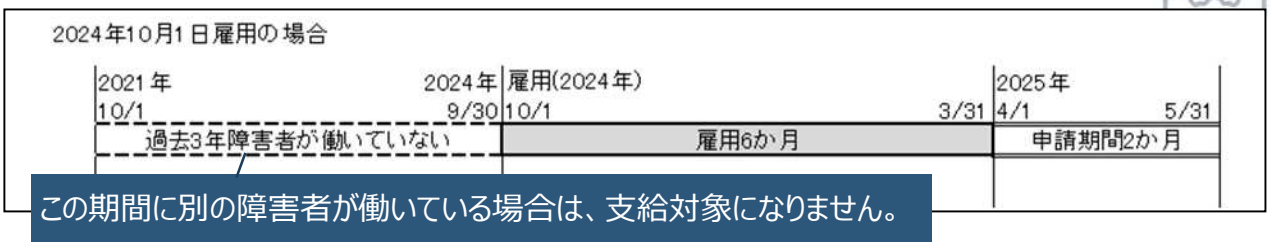

▼申請方法など

愛知県就業促進課の Web サイトに掲載の**「申請の手引き」**をご覧ください。
【Web サイト】https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/ouen.html

従来の郵送、来庁での提出に加え、愛知県電子申請・届出システムからも申請書類を提出できます。
電子申請フォーム⇒

▼問合わせ先

愛知県労働局就業促進課　高齢者・障害者雇用対策グループ
ＴＥＬ　052-954-6367（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）
ＦＡＸ　052-954-6927
〒460-8501　名古屋市中区三の丸３－１－2(愛知県庁本庁舎２階)

愛知県

よくある問い合わせ
詳細は「申請の手引き」をご覧ください。

Ｑ１.週の所定労働時間の確認方法は？
Ａ１.雇用契約書、労働条件通知書等で確認します。
また、奨励金申請時に添付していただくタイムカード等により確認を行います。

Ｑ２.特定短時間労働者の対象である重度身体障害者、重度知的障害者とは？
Ａ２.重度身体障害者は、身体障害者手帳１級、２級を所持する方、重度知的障害者は、愛知県療育手帳判定Ａ、名古屋市愛護手帳療育判定Ａの方（その他の手帳では判定がＡ１、もしくはＡ２相当である方）です。

Ｑ３.特定短時間労働者は、法定雇用率の算定対象になりますか？
Ａ３.2024 年４月１日以降は、雇用率上、０．５カウントとして算定できるようになりました。（詳細は事業所所在地のハローワークにお尋ねください。）

Ｑ４.採用後、従業員が障害者手帳を取得した。この場合、申請することができますか？
Ａ４.採用後に従業員が障害者手帳を取得した場合は支給対象外となります。

Ｑ５.愛知県電子申請・届出システムで申請書類を提出する場合の方法は？
Ａ５.Web サイトからダウンロードした申請書に記入した上でデータ化し、愛知県電子申請・届出システムでデータを提出してください。
なお、申請期限にご注意ください。
また、愛知県電子申請・届出システムの操作方法に関するお問い合わせは、コールセンター（電話番号：0120－464－119（平日９時～17 時　年末年始除く）、メール：help-shinsei-aichi@apply.e-tumo.jp）へご連絡ください。

愛知県の相談窓口案内：「あいち障害者雇用総合サポートデスク」

愛知県と愛知労働局が一体となって、障害者雇用に取り組む企業の支援を行う、企業向け相談窓口です。
愛知県では、奨励金の支給後もサポートを行っています。

支援内容：障害者雇用に関する相談、見学のコーディネート、社内サポートの整備支援、地域の支援機関の活用提案、求人募集に関する相談、職場実習の相談
所在地：名古屋市中村区名駅４－４－38　愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17F
電話番号：052－583－1010
Web ページ：https://shougaisupportdesk.pref.aichi.jp/　⇒